

内閣参質一四五第一六号

平成十一年四月二十七日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員福本潤一君提出中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

参議院議員福本潤一君提出中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する質問に対する答

弁書

一から三までについて

水道行政の扱いについては、行政改革会議において、御指摘のような観点を含め多方面から度重なる御議論が行われた結果、同会議の最終報告（平成九年十二月三日）において「水道に関する行政は、労働福祉省（仮称）が担当する。」と結論づけられたところであり、これを受けて、中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号。以下「基本法」という。）第二十五条第十一号にも、その旨の規定が置かれている。

このため、政府としては、今般の新たな府省の設置法の立案に当たり、水道行政については、基本法に規定するところにより、厚生労働省の所掌事務とすることとしている。